

我が国の社会福祉施設（入所施設）における ソーシャルワークの概念に関する研究 — 1945年～2005年の先行研究の分析から —

稲垣 美加子*

本研究の目的は、1945年以降日本国憲法第25条に規定された権利としての社会福祉へと位置づけられた時代状況を起点に、2000年初頭、社会福祉実践が地域福祉へと舵をきるまでの期間を対象に、社会福祉施設のソーシャルワークに焦点化してその特徴を明らかにすることにある。

本論では文献研究により施設ソーシャルワークの歴史的な変遷を概観しながら、我が国におけるソーシャルワークの理論と実践が、社会福祉施設におけるソーシャルワーク実践に従事する社会福祉専門職の実践過程に如何に介在してきたかを検証した。なぜなら、そのこと自体が我が国における社会福祉実践＝ソーシャルワーク実践の科学化の推進を企図した研究に直結すると考えられるためである。

社会福祉施設実践の枠組み、役割・機能、ソーシャルワーカーの専門性等についてどのような実態・概念の整理がなされてきたのかを明らかにし、我が国の社会福祉施設におけるソーシャルワーク実践の成立可能性を検証した。加えてそれらの諸要因が、今日の施設をめぐる課題にどのような示唆を提示しえるのかを検証した。このような検証を行うことによって、筆者自身の今後における施設ソーシャルワーク研究の視座の定立を図る手がかりを得る事を視座とした。

キーワード：施設ソーシャルワーク，文献研究

はじめに

本論では、1945年以降、つまり、我が国の社会福祉制度が貧困への恩恵・保護的实践から憲法25条に規定された権利としての社会福祉へと位置づけられた時代状況を起点に、それ以後に公開された社会福祉施設（入所施設）における実践理論の枠組みについて、ソーシャルワークに焦点化して文献研究を試みながらその特徴を明らかにした。

* 淑徳大学大学院総合福祉研究科 総合福祉学部教授

それは以下の理由による。まず、GHQによる戦後民主化政策との関連からソーシャルワークが我が国の社会福祉に移入され始めた時期と重なっていること。そして、社会福祉施設が今なお我が国における社会福祉制度の中核的機能を担い、とりわけ児童福祉施設と高齢者福祉施設は、諸改革を推進する際の現場実践モデルとして常に議論の素材となっていること。であるにも関わらず、その“収容・拘束的イメージ”があたかも人権侵害であるかのような論が主流となることで、施設ソーシャルワークを論じることに消極的な背景に問題意識をもつからである。

そこで、本論では文献研究により施設ソーシャルワークの歴史的な変遷を概観しながら、我が国におけるソーシャルワークの理論と実践が、社会福祉施設におけるソーシャルワーク実践に従事する社会福祉専門職の実践過程に如何に介在してきたかを検証したい。なぜなら、そのこと自体が我が国における社会福祉実践＝ソーシャルワーク実践の科学化の推進を企図した研究に直結すると考えられるためである。

具体的にはまず、このような作業を通じて、社会福祉施設実践の枠組み、役割・機能、ソーシャルワーカーの専門性等についてどのような実態・概念の整理がなされてきたのかを明らかにし、我が国の社会福祉施設におけるソーシャルワーク実践の成立可能性を検証してみたい。さらに、これら先行研究において提起されてきた成立可能とされてきた枠組みがなぜ支援過程に取り込まれなかったのか、そして、それらの諸要因が、今日の施設をめぐる課題にどのような示唆を提示しえるのかを検証してみたい。

今回の報告では、このような検証を行うことによって、筆者自身の今後における施設ソーシャルワーク研究の視座の定立を図る手がかりを得たいと考えている。

1. 問題の所在

本論において社会福祉施設実践の枠組み、役割・機能、ソーシャルワーカーの業務特性について整理し、社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論的・実践的枠組みの視座を確認したい。このように構想するのは、筆者にこれまでの研究や参与観察の体験を通じて、社会福祉施設実践にはソーシャルワークが確かに存在し、専門的機能を果たしているとの実感があるものの、その社会的認知については、必ずしも十分な評価があるとは理解しえないからである。

この領域における昨今の研究主題は、児童養護施設を中心とした施設内虐待や、高齢者領域の介護系施設におけるソーシャルワークとケアワークの機能・役割分担を不可分とする視点からの議論等と言えよう。そして、そこでは、社会福祉施設におけるソーシャルワークの機能の専門性に些かの疑義を抱いている旨の論旨が数多く語られている。

2008年10月16・17の両日に開催された第5回介護サミットでは、高齢者介護の実情について多様な視点から課題や展望が論議された。その時の分科会報告の中で、高齢者領域における施設利

用を「施設への拉致」と表現される場面があった。また、同年11月8・9の両日に開催された「社会福祉士養成校協会教育セミナー」におけるシンポジウムでの議論でも、ソーシャルワーク実践や社会福祉教育への疑義が多様な切り口から提起された。そこで繰り広げられた社会福祉施設におけるソーシャルワークへの提起は「社会福祉施設におけるソーシャルワークの未成立」「社会福祉施設におけるソーシャルワークへの社会的承認は不十分」「今後更なる専門性追求の研究がなされるべき」を論点とするもので多数を占めた。

また、社会的養護の領域であいついて厚生労働省が公開した「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）「新しい社会的養育ビジョン」（2018年8月）においても、ソーシャルワークの整備が繰り返す“課題”として提起されている点からも明らかであろう。特に、昨今、児童虐待やドメスティックバイオレンス、さらには、高齢者の孤独死や、いわゆる「80・50問題」など家族をめぐる諸課題が提起されているにもかかわらず、児童福祉施設に配置されているファミリーソーシャルワーカーの現状について何かを示唆するものはない。加えて、包括ケアシステムにおける家族支援の示唆などがなく、依然として施設を中心とした支援にソーシャルワークが適切・十分に機能していないことの皮肉な“エビデンス”といえよう。換言するならば、「社会福祉施設におけるソーシャルワーク」の必要性は長らく問題提起をされつつも、実は高齢者を中心とした一部の入所型施設における介護問題に傾倒する現状認識にとどまり、政策的なかけ声は聞かれつつも実態が伴わないのが現状とも理解される。

現在、社会福祉施設の種別は実に多様化している。これらすべての社会福祉施設に共通する普遍的ソーシャルワークを概念化し、実践の展開方法を探るには、施設現場で、いかなる実践が、どのように取り組まれているのかを丁寧かつ客観的に分析し、評価することが必要になる。そこで、本論では、その前提的な作業として、我が国の社会福祉施設におけるソーシャルワークが果たして未成立なのか、先行研究の中には実践展開の可能性を切り開く視座となり得る示唆はなかったのか、仮に枠組みが提示されていたとすれば、なぜ、現場実践への取り込みが困難であったのか、その理論の端緒から探究してみたい。

2. 社会福祉施設におけるソーシャルワーク実践の概整理念

1) 根本博司論文¹⁾が提起する施設ソーシャルワークと研究課題

ここでは、まず根本の論を取り上げ、社会福祉施設におけるソーシャルワークの枠組みを構築する際の視座を得たい。本論文に着目したのは、社会福祉施設におけるソーシャルワーク実践とは「与えられた条件のもとで、可能な限り多様なサービスプログラムを用意し、利用児・者個々のニーズに対してソーシャルワークの専門性を駆使して彼らと社会の橋渡しの働きをすること」という提起に共感できるものがあったからである。つまり、ソーシャルワーカーが「与えられた

条件」や自らの専門性を限定的に捉えたり、ソーシャルワークの展開を諦めたりする現状にあっては、施設職員として本来担うべき役割や機能でさえ果たせなくなる危険性を孕むことになると考えるためである。逆に、支援に携わるソーシャルワーカーが「与えられた条件」を積極的かつ意図的に展開（利用児・者にとって活用可能な内外のあらゆる資源を活用）し、自らの専門性に自負をもち、社会正義に依拠した倫理観を自覚しているならば、日々の業務を利用児・者主体の実践展開に繋げる可能性が高まることにもなる。このような認識に立てるならば、社会福祉施設実践全般に内在する課題を共有することができ、ソーシャルワークの成立可能性を論じる共通基盤の構築も可能と考えたからである。

根本は、社会福祉施設実践の専門性が問われる中で、ソーシャルワークが十分にコミットできなかったことについて、社会福祉施設におけるソーシャルワークの特性、つまりは独特のダイナミクスへの配慮に欠いていたことを挙げている。ここで言う独特のダイナミクスとは「与えられた条件」のもとでの実践を意味し、「プラス、マイナスどちらにも作用する」特性があることを言う。なお、その要因について、以下の2点があげられている。一つには、外的要因であり、教育・訓練が十分であれば原則論が実践を促進することになるが、不十分であれば阻害することになると言う。二つには、理論的要因であり、処遇理念・価値に関わる事柄が整備できているか否かが問われると言う。つまり、根本は、社会福祉施設におけるソーシャルワークの理解・実践を混乱させる要因について「理論の未整備が人材育成を不十分なものとし、職員が必要な専門性に依拠した支援を体現することを困難にするとともに、適切な社会の理解と要求を阻害している」と指摘したと言えよう。

また、根本²⁾は「どの施設にも適用できる最大公約数的方法論は限られている」とも言及する。具体的には、各種施設の支援の特性とこれに対応する有効なソーシャルワークの視点や方法を挙げながら、以下の3点を共通の方法論として提起している。すなわち、①スーパービジョンの必要性、②ソーシャルワークの方法の有用性、③チームワークの必要性である。チームワークとは、ソーシャルワーカー同士のそれを意味するよりは、ソーシャルワーカーとソーシャルケアワーカー、あるいは、医療職など他の専門職とのそれと理解すべきであろう。

入所、つまり居住型社会福祉施設の中心的機能は、「レジデンス＝住まい」となる。しかし、利用児・者の中には医療・心理ケアが不可欠な状況に置かれている者もあり、その意味で、全ての施設利用児・者にとって「レジデンス」として機能するとは限らない場合がある。これらの施設では、社会福祉専門職同士の連携に留まらない他職種との有機的な連携が必要となり、連携とチームワークには特段の配慮が必要になると言えよう。その一方で、社会福祉専門職同士のチームワークも十全に機能することの必要は言うまでもない。

施設処遇（トリートメント）の展開方法は多様であるが、施設ケアとソーシャルワークが、同時に、あるいは連動して機能する点では、どの社会福祉施設においても、領域や形態等を問わず

共通のスタイルと言えよう。形態は異なっても施設における生活支援には、ソーシャルワークの視点が不可欠なことは言うまでもない。また、利用者への支援は「個別的」であることが基本原則であり、支援を必要とする人一人ひとりの課題を十分把握するには、対人支援に関する専門知識・技術の習得を必要とする。利用者の自立を促進するには、利用者のみならず環境へのアプローチも必要になる。このような社会福祉施設実践の特性から「ソーシャルワークとケアワークは不可分」と言及する者も少なくない²⁾。しかし、このような視点が、逆に、社会福祉施設におけるソーシャルワークの理解を曖昧にした側面も見逃すべきではない。両者の共通性と相違性を明確に区分する必要があるものと考えられよう。

根本は、社会福祉施設実践に共通する基盤をソーシャルワークの専門性、もしくは、ケアワークにも適用されるソーシャルワーク的な視点に求めるならば、施設で取り込まれるソーシャルワーク実践は、スタンダード以上に高度な専門性をもった体系として構築されることの必要性を提示している。そして、これを可能にする組織的対応として、スーパービジョンと、その理念を支えるアドミニストレーションの必要性に言及したのである。

根本論文を概観すると、社会福祉施設実践について、全ての場面でソーシャルワークの要素が存在していること、そのため、ケアワークは単なるケアワークではなく「ソーシャルワークの専門性、もしくは、ソーシャルワーク的視点」を内在するソーシャルケアワークであるべき必要を提起している点が明らかになる。さらに、ソーシャルケアワーカーと連携するソーシャルワーカーには、より高度な専門性も求められるとした。現在、実践を科学化する際、展開過程についての説明責任とあわせて、エビデンス・ベースドを意識した取り組みの共有が必要とされる時代にある。根本が四半世紀前に提起した論点を構築する際の視座は時代を先取した内容を含むものと言えるが、なぜ、社会福祉施設関係者の中で共有可能な状況を醸成するにいたらなかったのか。根本の提起をより具体的に検証するため、次項以降では、高齢者福祉施設を中心に論を展開する米本、児童福祉施設を中心に論を展開する豊福の論文を取り上げながら、領域を超えて共有できる社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論的枠組みについて検討してみたい。

2) 米本論文³⁾及び豊福論文が提示する施設ソーシャルワークと研究課題一両論文の比較研究から一

〔1〕米本論文からの示唆

米本は、1970年代から1990年代にかけて高齢領域を中心に社会福祉施設実践に関する研究に取り組んでいた。本論では、この時代にまとめられている二つの論文「特別養護老人ホームのソーシャルワーク実践」「社会福祉施設—特別養護老人ホーム—」を中心に検討を加え、米本の主論の特徴を概観してみたい。

米本（1981b）は、社会福祉施設、中でも入所型の施設を「生活施設」と位置づけている。米本は「社会福祉施設におけるソーシャルワークの特性であり、その独自性を不明瞭にしているの

は、社会福祉施設でのソーシャルワークは〈生活課題〉への支援であるが、その支援は、場面・場面、あるいはその〈生活課題〉の一部に機能し、限定的に提起するのが難しい³⁾ ためとしている。その上で、その機能充実のために、以下の四点が課題であるとした。すなわち、①各種社会福祉施設との連携、②居住性の改善、③施設の地域開放、④関連専門職との連携、である。そして、社会福祉施設本来の課題は、施設を選択した利用者の生活の保障であるとした。

さらに、社会福祉施設実践において度々議論の俎上にあがる経験論と専門性に関する議論については、ミードの理論を応用し以下のように言及する。すなわち、経験論と専門性の双方が互いに対峙して評価しあった場合、その相違が顕在化するが、第三者、つまり利用児・者に相対した時、両者ともに、彼らに「自分の経験していないことを支援する」点で相違はなくなると言う。つまり、支援を経験していても、あるいは、それを理論で学習していても、その特性やニーズが仮に類似している場合であっても、目の前の個々のケースと過去に体験したり学んだりしたケースとは、人が変われば体験も知識も既存のままで良いことにならない点で全く同様の立場に置かれると指摘する。

「個別化」とは社会福祉実践の基本的な原則であり、社会福祉実践がワーカースタンドあるいはパターナリズムに陥ることを戒めている。米本は、ここで、経験論だけでなく専門性も、利用児・者や社会福祉実践の「個別化」という特性の認識を誤れば、同様の過ちを犯す危険性を内包していることを指摘していえよう。そこで米本は、両者が内包する課題について、経験論はその経験や気づきの過程が言語化されていない、あるいは、その体験をどのように言語化するかの学習をしていないため、経験内容が個人にとって「暗黙の前提」として内在化し、経験的にストックされる専門性が潜在化することで共有しにくくなるという課題を指摘している。一方、理論を重視する場合、対象認識に具体性が欠ける事態が危惧される。机上で学習しうる支援方法はあくまでも間接体験であり、提示される事例も学習教材として加工されたものになる。そこに人の人生のリアリティ、あるいは、支援関係の葛藤の力動の体験を再現することは困難であり、「実感」することの限界が介在することになる。

また、米本は、このような課題について、両者の橋渡しの方法を言語化しつつ照合することが必要であり、言語化・照合の仕方を学習することの必要性を提起する。つまり、体験は理論的背景によって客観性・普遍性への接近が可能となり、専門性は体験によってリアリティを伴って理解される。換言すれば、社会福祉実践とは、経験的にのみ実践が専門化するのではなく、かつ理論によってのみ専門性が維持されるものでもないことを指摘したと言えよう。米本のこのような示唆は、体験を専門性にそって効果測定していくことで、実証的な専門性の構築が可能になる可能性を示していると言えよう。とかく経験論と理論が提示する専門性の枠組みとの間で、不毛の議論に陥る傾向がある中で、米本の指摘は、社会福祉施設におけるソーシャルワークにおいてワーカーの専門性が何に依拠すべきかの議論を紐解く機会を提供しえるものと言えよう。さらに、

米本は、従来の体験と理論の関連づけの効果と課題を踏まえ、社会福祉施設を利用する一人の人への多職種による支援を、相互のアプローチが重複する部分を前提としながら、その人の生活を支援する総合的アプローチであることの必要性を提起している。その際、他の専門領域（例えば心理学や社会学）から吸収した専門性を援用しつつも、社会福祉独自の利用者の自立を意図した「ケアシステム」を創造することの必要性を提起している点にも注目しておきたい。

なお、ここで言及する「ケアシステム」は、心身と社会の相互連関の中で捉えられるものであり、利用者と職員の協働によるケア・プロセス・システムのことを言う。その際、社会福祉支援の個別性の尊重に依拠した枠組みを内包する「ケアの科学化」が必要となる。そこで留意すべきは、利用者主体の視点であり「独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるよう援助する」が必要と言う。「正常な社会人」とは、その理解に議論を生む余地を残すが、筆者は、今日の世界（実践）理論状況からすると「その人らしい社会的な生活」と表記されるべきと考える。

さらに、米本は、このシステムとの関連で「Ability：現在のできる力」ではなく、「Capacity, Capability：できうる力」に着眼した評価の必要性を提起している。利用者の自己決定を可能とし、社会参加を前提とした視点が提起されたと考えられる。さらに、評価は、利用者参加が原則となり、支援者への評価も含む利用者主体の支援のあり方を具体的に例示しているとも考えられる。立論された時期を考えるならば、米本の分析視角に時代の先駆けとなる先取性を読み取ることができる。

また、社会福祉援助技術については、以下のように論じている。①利用者の精神的側面の個性を理解するために、面接を中心としたケースワークの理論の活用が必要であること。②社会福祉施設の特徴である集団生活を前提とした場合、グループワークの活用。そして、③集団生活であるがゆえにそこに構築されている「社会」への参加を通じて、各種資源の活用を利用者とともに考えることの必要性等を提起している。このような捉え方に立ち、利用者を課題ある人と規定するのではなく一人の人として捉え、その人生を支援する視点をもつこと、つまり、生活支援の視点をもつことは、支援と地域社会、利用者のその後の地域社会における生活やそのことと関連づけて支援を考えることに繋がると言う。そして、それが、利用者の人生を施設内に限定的に留めることなく、社会参加を保障することにもなるとした。米本は、「地域社会」を視野に入れた取り組みの必要性を論じつつ、コミュニティワークという表現を用いた論の組み立ては行っていない。その意味を読み取ることができないが、利用者一人ひとりの個性を尊重し、彼らが「できうる力」を有した一人の人として受けとめ、社会福祉施設が提供する支援＝ソーシャルワークによって、施設内での生活だけでなく、地域社会で自律的に生活することを可能ならしめる働きかけの必要性を示唆していたと言えよう。

米本は、社会福祉実践を通じての経験の効果を肯定しながらも、慣れと習慣の中のケアの単純

再生産が社会福祉実践における利用者主体、利用者の個別化を阻害しており、この克服のためには、ソーシャルワーカーが学習的・研究的実践を志向すべき必要を提起している。社会福祉施設におけるソーシャルワークは、従来の問題志向的なアプローチをその一部に含みつつ、ソーシャルワーカーが利用者の抱える課題を問題としてアセスメントするのではなく、利用者と共に考え、利用者の生活過程を支援し、いかにその過程を利用者参加の下で評価できるかという視座を欠くべきではない。このような視座を取り込みつつ、ソーシャルワーカーが学習的・研究的実践を志向することによってケアシステムの再編を企図することで、施設ソーシャルワークの成立可能性に展望が持てるものと考えられる。

〔2〕豊福論文からの示唆

豊福は、児童福祉や児童養護の研究を通じて児童福祉施設におけるソーシャルワークに言及し、その実践の必要性や課題をまとめている。本論では、それらの研究の中で、特に社会福祉施設におけるソーシャルワークに焦点をあてた「施設処遇」（1984）を取り上げ、論の特徴について整理してみたい。

豊福の場合、社会福祉施設におけるソーシャルワークを「歴史的縦座標軸」と「機能的横座標軸」の枠組みから実証しようとしている点に特徴がある。豊福は、まず、社会福祉施設におけるソーシャルワークの多様性について、既存の社会福祉施設が60以上もの種別に分類される状況に至っている点に関連させて考察を加える。その社会福祉施設は、時代状況に呼応して拡大・縮小を繰り返しながら今日の種別に至っている。そこで、豊福は、個々の施設が存立する領域の特性を踏まえた上で、以下のような共通事項を有していると提起する。すなわち、①施設利用者及びその家族、②施設従事者・施設観及び処遇理念、③処遇技術・方法及びその内容、④財政と経営、⑤地域社会、⑥教育、である。加えて、個々の施設では、各々の利用者特性と施設機能の相互性によって、日常生活の世話（介護・養護）、ファミリー・ソーシャルワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワーク等が実践されているとした。

つまり、ここで明らかになることは、施設における日常生活の世話：Careは、単なるハンドワークに終わらず、施設利用に至った心理社会的なニーズを個別的・集団的に支援する専門的働きであり、そこにケースワークやファミリー・ソーシャルワークが介在し、社会参加に向けて家族との関係調整を包含した専門的治療・支援が行われると枠組みを示したことになる。そして、このような支援の展開が可能になるには、社会福祉施設がソーシャルワークサービスを提供しうる機能（組織体系）を有していることが前提条件であり、それが整うことで、ソーシャルワークは個々の施設特性に応じて初めて有効に機能することになるとした。また、豊福は、社会福祉施設の実践場面がソーシャルワークを駆使する際、これを従来のように三分法的に用いてきた課題を指摘しながら、総合的接近方法論をどのように取り入れていくか慎重な議論が必要としている。

つまり、社会福祉施設における日常生活の世話（介護・養護等）の展開は、全ての“処遇（支援）”の機能を促進し、意図的な人間関係の形成など多分にソーシャルワークの要素を内包した支援であることを明らかにした。例えば、社会福祉施設におけるソーシャルワークにおいては、ケアワークによって、利用者及びその家族と専門的人間関係を築きつつ支援を展開し、利用者及びその家族の心理社会的なニーズに的確に応えることが必要となる。この際、個々の利用者とその環境の特性を踏まえ、短期・長期の過程を想定することの必要性を指摘している。ここでは、今日で言う個別支援計画、ケアプランの作成の必要性を指摘したと言えよう。

さらに、豊福は、社会福祉施設における生活が集団生活となる構造を踏まえグループワークの活用についても言及している。社会福祉施設では、施設内に派生する各種の集団にワーカーが働きかける。その際、ワーカーは、利用者が各種プログラム活動に参加しながら自己のパーソナリティの強化が図れるように努め、あわせて、彼／彼女らが属するグループの社会的に機能しうる力の増進に向け計画的かつ意図的に働きかけることになる。そして、その支援過程は、メンバーのニーズに基づいて居室等の場で繰り返されるだけでなく、施設のサービスメニューとして提供される社会的・治療的機能を包摂したプログラム活動への参加を促がしたり、利用者の主体的取り組みが可能な段階では、自主的プログラムへの参画を促がしたりするような取り組みが想定されるとした。

そして、豊福論文において特徴的なのは「総合的接近方法の導入には十分な議論が必要」としつつ、コミュニティワークについて明確に言及している点である。そこでは、ワーカーが社会資源とのコーディネートを図ることで多くの住民の参加の機会を創出し、社会の啓発を促すだけでなく、市民意識の高揚を図ることが期待されるとしている。しかし、当時の課題として、多くの施設で取り組むことができない現状を指摘している。

豊福は、社会福祉施設におけるソーシャルワークについて、児童福祉施設を起点に考察しているためであろうが、利用者の社会参加への視点が明確である。本論においても多様なリハビリテーションが利用者の社会参加の機会を広げることを指摘している。リハビリテーション自体は各種専門職に委ねるところであるが、何のためにリハビリテーションを行い、何を如何に目指すのか利用者と確認し共有する過程は、そのこと自体がソーシャルワーク実践といえよう。

豊福の考察は、上記視点と併せて「歴史的縦座標軸」枠組みからの分析の必要を提起している。そのため、各種社会福祉施設における処遇の変遷を領域・時代ごとに整理し、その特性に触れている。このような枠組みの提示は、ケアワークに偏重して論考されがちな社会福祉施設実践のイメージを変えることにも貢献する。豊福は、各種社会福祉施設における処遇の変遷について時代を追って（古代・封建時代、明治期、大正・昭和期、昭和期、戦後期、現在〈1980年代〉）整理を行った。時代を反映した社会福祉観がそれぞれの時代の社会福祉施設実践にどのように影響したか、その理解を促すに相応しい論述となっている。つまり、豊福は、社会福祉施設処遇を歴史

と領域の両軸から整理・分析することにより今日の課題の背景を考究したことになる。社会福祉施設は、その成立の背景とも関係して、今なお、救貧的劣等処遇的な位置づけ（イメージ）から脱し切れない側面も残している。特に、児童や救護の領域は、従来の措置制度を維持しているため、契約やサービス評価が曖昧なままになっており、利用者の権利擁護が実践する側の恣意性で揺ぎ、今なお透明性に欠け、システムの改革は停滞したままになっている傾向にあるものと考えられる。

〔3〕両者の論旨の比較検討

米本がその理論を生活施設つまり入所施設に限定して展開しているように、多様な形態を見せる社会福祉施設に普遍的に適應できるソーシャルワークを概念化することは容易な作業ではありえない。豊福が歴史縦軸によって示したように、時代とともに社会福祉施設は種別だけでなく、機能分類をも多様化してきた。古川（2002）^{4）}は、社会福祉実践を歴史的に振り返る際、歴史通底性と歴史特殊性に着目することの必要性を指摘しているが、社会福祉施設の多様化は、インフォーマルな資源が必要十分に機能せず、行き場のない利用者に最後の住まいを提供するという点においては、聖徳太子による四箇院以来の共通特性を持つと考えられる。それ故に、社会福祉施設における支援を概念化するとき、長い歴史を持ち、しかも、24時間その場で生活をするという、他のサービスと明確に異にする特性が、本来多様な形態を持っていて良い社会福祉施設におけるソーシャルワークを、入所型施設のイメージに特化させ、それを基本に社会福祉施設におけるソーシャルワークが議論される傾向を定着させたのかも知れない。

米本が論及する「社会福祉施設ソーシャルワーク」では、社会福祉施設が歴史を超えて共通に担うセーフティネットとしての住まい提供部分に着目しているのも、このような特性に起因しているものと考えられる。ヨーロッパを中心に、入所型社会福祉施設はレジデンス（住まい）と表現される。必ずしも社会福祉施設は居住機能を提供するだけではなく、米本は、この入所型施設で提供されるサービスを「生活施設ソーシャルワーク」と概念化している。そして、具体的方法論として「ケアシステム」を提起している。この「ケアシステム」は「独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるよう援助する」こと意図する。つまり、ハンドワークによる養護や介護を提供する限定的なケアではなく、地域社会における自己実現を意図した総合的なケアを意味しているのである。

豊福は、児童養護施設を中心に論を進めている経緯もあって、社会福祉施設におけるソーシャルワークについて、米本のような共通表現を用いてはいない。しかし、ケアワークを、個々の施設の特性に応じた各々提供されると整理しながらも、それらをソーシャルワークの機能を内包したものであって、そこには施設種別を超えた共通性があるとしている。

米本が、社会福祉専門職の連携をシステムとして構想しているのに対し、豊福は個々の専門職

間の機能の連携における役割分担と共通性に関心を寄せている。この点で相違はあるものの、両者とも一人の利用者の支援に社会福祉専門職同士が、相互の専門性を理解し、相互性を維持しながら支援にあたることの必要性を提起している。そして、両論に共通しているのは、利用者の主体性をどのように尊重すべきかとする視点である。米本は「Capacity, Capability：できうる力」に着眼し、利用者の自己決定の可能性を視野に入れた利用者主体の支援のあり方を示唆している。一方、豊福は、施設処遇の基本原理を上げ、その中の「人間性回復・形成の原理」と関連させて、ソーシャルワーカーこそが利用者の自律的社会参加に信頼を寄せて実践に臨むことの必要性を提起している。

つまり米本、豊福の両者は、社会福祉施設における支援について、「入所」という利用者の主体性尊重の視点を感じにくい表現を用いるよりも、利用者がそこでその人らしく「生活」することを支えることによって、自律的な社会参加へと関連づけられる社会福祉施設のソーシャルワークの在り方を模索していることが明らかになる。さらに、共通している点は、米本が積極的であるのに対し、豊福がやや慎重に論を進めているという若干の相違があるものの、両者ともに、社会福祉施設においてもジェネリストアプローチの展開の必要性に言及している点にある。

特に、豊福は、ケースワークによる支援が中心であるかのように理解されている社会福祉施設におけるソーシャルワークについて、グループワークの展開に加えて、コミュニティワークの活用を明確に言及している。この豊福の指摘で興味深いのは、社会福祉施設にボランティアに関わる地域住民が、社会福祉施設の機能や社会的役割を理解することで社会福祉施設のサポーターとなっていくとの提起である。従来、「社会福祉施設の社会化」としてイメージされることは、社会福祉施設が実践で培ったノウハウを地域社会の相談援助を中心とした事業に活かすことが主であった。それが、多くの人（地域住民）が主体的に社会福祉施設に関わることで、地域社会に社会福祉施設への理解が普遍化すると指摘は今後の実践への示唆含んでいるものと解釈された。

両者の間には表現こそ異なれ多くの部分で共通性を見出すことは可能であった。米本は慣れと習慣の中のケアの単純再生産が、社会福祉実践における利用者主体、利用者の個別化の阻害要因になっていると言う。その克服のためには、ソーシャルワーカーが学習的・研究的実践を志向することの必要性を説く。一方、豊福は、社会福祉施設におけるソーシャルワークの実態は「健康で文化的最低限度の生活の保障」になっているかと問いかける厳しい問題提起を行った。米本は1980年代から急速に進む我が国における人口の高齢化に伴う要介護ニーズの深刻化によって、いち早く制度の整備、利用者の権利擁護のシステムの構築、利用者家族、外部評価等、従来の社会福祉施設におけるソーシャルワークに外部の風（関心と刺激）が取り入れられた領域での実践から論を展開している。これに対し、豊福は、従来の措置制度が残り、子どもの権利条約の批准にも時間がかかり、少子化の時代にも関わらず、家庭や施設内での虐待が増加している領域の実践から論を展開している。ここに、社会福祉施設におけるソーシャルワークへの両者の展望と評価

に差異を生む側面があると言えよう。しかし、何より両者の論を比較して明言できることは、ともに、社会福祉施設実践において明確にソーシャルワーク機能の取り込みの必要性が提起されている点である。

3. 若干の考察＝社会福祉施設におけるソーシャルワーク試論

1) 社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論的背景

筆者は、根本が社会福祉施設におけるソーシャルワークの枠組みを「与えられた条件のもとで、可能な限り多様なサービスプログラムを用意し、利用児・者個々のニーズに対してソーシャルワークの専門性を駆使して彼らと社会の橋渡しの働きをすること」と規定したことについて、米本、豊福が展開する主論を概観し、対照しながら、その特徴を具体的に検証することを試みた。

三者の立論過程で共通する要素は以下のように整理することができる。①社会福祉施設には、ソーシャルワークの視点に立ったケアシステムの構築が必要なこと。そして、②そこには専門職間の有機的連携が必要なこと。③介護・養護を担うケアワーカーは、単に子どもや高齢者が必要とするケア（介護・養護）を提供するだけでなく、利用児・者一人ひとりの支援課題を個別化し、彼／彼女らの人生における自己実現に如何に寄与するのかを十分に吟味できるだけの（ソーシャルワークの）専門性を内包した支援の展開を企図すること。さらに、ケアワーカーが、業務の遂行過程でソーシャルワークの専門性の取り込みを求められるとするならば、④ソーシャルワーカーは、ケアワーカーに求められている水準以上の高度な専門性を有することが必要であること。

この、「ソーシャルワークの専門性を取り込んだケアワーク」と「高度な専門性をもったソーシャルワーク」の連関は、各々に固有の専門性もちつつ相互性を維持した連携の必要性を説いていると理解すべきであろう。特に、ジェネラリストアプローチへの言及は、現行制度において地域福祉への志向性が高まり、脱施設の潮流とは逆行するかのような評価をされがちな社会福祉施設であるだけに、実践の在り方を考える際の良き示唆と言える。

地域福祉の時代にあって社会福祉施設におけるソーシャルワークの必要性について言及する研究は、時代遅れであり、利用者の人権の軽視に繋がるとする評価を受けることもある。しかし、以前にも増して社会福祉施設はセーフティネットとしての選択肢の一つとして機能する現実があり、今なお多くの利用者の生活の場となっている事実がある。その場における専門職の働きは「どうでも良いこと (indifferent)」とはならない。社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論化・科学化が不十分なことは、それ自体が利用者の人権の軽視に繋がるのであり、三者が言及する枠組みを咀嚼ながら、体系化に向けた作業を行うことに一定の意義を見いだせるものとする。

根本のいう「与えられた条件」とは、ソーシャルワーカーはオールマイティではないこと、個々の施設（ソーシャルワーカーとしての職場）の役割や機能は限定的であること、それによって、

おのずとそこに働くソーシャルワーカーの活動にも一定の範疇が存在することに言及したことになる。したがって、専門性や固有の機能に関する検討の範囲は、ある意味当然のことであるが、焦点化されたものにならざるを得ないことが示唆されている。加えて、米本・豊福の両論では、ソーシャルワーカーとしてチームアプローチや連携という手法を駆使することによって、一人の専門職、ひとつの職場でできる枠を超えた支援の展開が可能となることを示唆している。三者の論究は、いずれも1980年代の社会福祉施設実践を素材にするものであった。既述のようにこの時期は、高齢領域を中心に施設支援から在宅支援へと社会福祉制度の方向性の転換がはかられた時期でもあり、そこに、その専門性や必要性についての十分な吟味もなく、施設ソーシャルワークにナガティブな評価が付与されて時期でもある。

ソーシャルワーク組織については、スミス（Smith 1970=1981）の論がよく知られている。社会福祉施設がソーシャルワーク組織で在ることは自明であるが、ここではこのスミスの論を視座に三者の指摘に考察を加えてみたい。三者の指摘をいかに咀嚼すれば社会福祉施設はソーシャルワーク組織としてその本来の機能を獲得できるのであろうか。

スミスによれば、ソーシャルワーカーは、自分たちの実践の効果を実証するために、支援の成功例を数値によって開示し、そのスコアの多さで自分たちの実践の効果を論証しようとする傾向があるという。そのため、ソーシャルワーカーは、良好なスコアを得ることを意図して、利用者の望まない支援に帰結させたり、支援者にとって対応が困難なケースを排除したりすることがあるという。そして、これを防ぐには、組織における上司が自ら教育者としての役割を担い、職員がソーシャルワーク専門職としての自己像を確認できるスーパービジョンの提供が必要としている。ここでは、部下となるソーシャルワーカーが、ソーシャルワーカーに求められる支援の「効果」とは何か、何を「評価」の対象とするのかが確認できるよう助言すべきことが言及されているといえよう。

また、社会福祉支援の事業体でもある施設が、その特性を充分発揮して機能するためには、以下の点に留意しながらソーシャルワーク組織としての運営管理が図られていなければならないという。

- 管理職によって、サービスが専門的に統制されていることによって、そのサービスの質と量が必要十分に維持されていること。
- 現実をありのままに受け止め、専門職として立ち続ける専門性を保有していること。
- 本当に支援を必要とする対象を顕在化させ、そのサービスを利用することで課題を解決しようとする動機を強化すること。

根本も指摘しているが、ソーシャルワーカーは、自ら所属する組織の役割や限界性の中で機能を果たしていく。このような側面をスミスの組織論に沿って言い換えれば次のようになる。すなわち、優れたソーシャルワーク機能を発揮できるに相応しい運営管理システムを持たない組織に

所属するならば、ソーシャルワーク機能は、個々のソーシャルワーカーの専門性や力量によって大きく変容し、時には組織の志向する運営管理の方針がソーシャルワーク実践を阻害させる状況も生むことになる。つまり、ソーシャルワーカーは、所属する組織によって育てられもし、不適切な支援に飲み込まれてしまう存在でもあることになる。ソーシャルワーク組織として適切に運営管理されていない場合、そのような構造に呼応するかのように、ワーカー自身が利用者の人権を侵襲する存在として振る舞っていても見逃す事態も生じることになる。さらに、このような構造は、一人ひとりのソーシャルワーカーに対して、本来担うべきソーシャルワーク実践への遂行責任や利用者の人権を尊重する意識の欠如状態をもたらし、他の職員による利用者への権利侵害状況が確認できていても積極的に関与しない、看過するだけという過失を犯してしまうことになる。

ソーシャルワーク実践が一人ひとりの利用者の個別課題に寄り添っていくには、時に利用者からの拒絶や反発に耐えたり、苦情対応やリスクマネジメントと向き合ったりする場面では、自らと真摯に向き合うことが求められる。スミスの指摘するソーシャルワーカーの権威とは、自らの実践の力と責任の両面に機能することになる。ソーシャルワーカーが自らの内に抱える実践課題をありのままに受け入れ、自らの実践行為のパターン修正に向き合いが出来ないならば、ソーシャルワーク実践の質の改善はなし得ない。ソーシャルワーク組織は、そこに所属する一人ひとりのソーシャルワーカーが、このような思考方法を共有できる組織であるよう求められる所以である。

また、スミスは、ソーシャルワーク実践に内在する自由裁量の功罪にも触れている。根本らも、この点について、個々の表現こそ違うが、ほぼ同様の指摘を行っている。すなわち、利用者に対して直接・間接に支援を提供するには、ソーシャルワーカーは高度な専門性を要求される。そして、その専門性を背景に所属する組織の下で一定の自由裁量を認められ、業務の遂行に当たっていると。なお、ソーシャルワーカーが高度な専門性を有していれば、自ら専門職としての倫理観に基づき実践の開示を選定し、個人情報に配慮しつつも習慣に陥ることなく明確なエビデンスを伴った支援の展開を可能にすると。

逆に、ソーシャルワーカーが自らの実践を統制できなかつたり、そのことに組織が気づかなかつたりした場合、彼らにとって都合の良い利用者に対してのみ効率的な支援が提供され、それが「優れた実践」として評価されることになる。その支援が利用者主体の課題に効果があったのか否かではなく、利用者によって心地よい支援となり、それが組織への感謝や評価として現れた支援であったと考えられる。つまり、ソーシャルワーカーの自由裁量は優れた実践に依拠し、適切な運営管理のもとに展開されれば、支援のバリエーションとなるが、組織からのスーパービジョンもなく、独りよがりの自己満足へと陥った場合、利用者の評価を得ているように見えるが、組織にとって都合の良い一部の評価によって不適切な支援の存在が覆い隠された事実も散見できる。

社会福祉法の改正（2000年）によって、社会福祉サービスには様々な評価が加えられるようになった。社会福祉施設が自らの実践に社会的容認を得られるために、ソーシャルワーク組織とし

での機能を備えるとともに、サービス評価を担う側にもソーシャルワーク組織を正確に評価しうる視座やスケールの構築が求められることが理解できた。

つまり、社会福祉施設におけるソーシャルワークが成立し得るか否かは、社会福祉施設に働くソーシャルワーカーの依拠する専門性や体現する実践が社会的承認を得られるものであることと同時に、社会福祉施設自体が、ソーシャルワーク組織として社会的承認を得られるかどうかにも充分吟味すべき要素であることが理解できた。そして、その社会的承認は妥当なサービス評価を伴うことが前提であることが理解できた。

4. おわりに／本論文で明らかになった成果と継続研究のための課題

筆者が研究の対象とするのは、利用者が24時間その場で生活するいわゆる「入所型施設」である。しかし、筆者は「入所」という言葉にどこか強制的な要素を感じ、「生活支援型施設」と表記する機会が多い。基本的に社会福祉施設は個々の利用者の自己実現や社会参加（復帰）の支援をし、個々の利用者の必要に応じて家族支援や地域社会との関係調整を意図して取り組まれるものと理解している。したがって、筆者にとっては、支援の場や過程にソーシャルワークが共通理解となって存在していることは前提である。また、施設特性にもよるが、利用者は、治療や訓練を主目的として施設利用をしている場合もあり、レジデンス＝「住まい」とは必ずしも言い切れない場所でもある。したがって、個々の施設が各々に有する社会復帰等の「機能」と生活支援のための「ケアワーク」との関連をどのように表現するかを考えた場合、「居住」支援（そこに住むことの支援）ではなく「生活」支援（そこで日常生活を送る支援）と表記することが妥当と判断している。

米本によれば、社会福祉施設が支援の対象とするのは利用者の「生活課題」であるという。「生活課題」であることが、社会福祉施設実践の多様性をもたらし、社会福祉施設実践を端的に定義しにくい要因になっているとも考えられよう。利用者一人ひとりを個別化して利用者主体の支援を展開すれば、自ずとその実践は千差万別にならざるを得ない。そのことが、社会福祉実践の専門性を曖昧にする元凶と捉えるならば、ここで取り組むべき課題は、多くの現実事例の中に見いだされる原則、言語、実践指針等を抽出し、それらを、例えばソーシャルワーク実践の基本原則である「個別化」と照合しながら、思考枠組み、行動基準等の共有を図り、社会正義と公正の実現に向けた利用者の主体性と人権の尊重に努める専門性の確立を図る方略を模索することであろう。言い換えれば、普遍性と個別性を両立しうる専門職の養成方法、そして、その基盤となる実践枠組みの構築、それが今後における筆者の研究課題になると考えている。

本論では、根本の研究をベースに米本・豊福両者の研究を探究することによって、四半世紀前から、社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論化の試みが存在していたことを確認すると

ともに、今日の混迷する実践の打開を図る上で貴重な示唆の整理ができた。何故、理論研究の貴重な成果が、現場実践の中に取り込まれなかったのか。両者を「繋ぐ」際に介在すべき要素が何であったのかの解明も必要な課題として理解された。しかし、それも、すでに窪田暁子⁵⁾や久保紘章⁹⁾によって「理論と実践を繋ぐ」取り組みの必要性として説かれてきた課題でもあった。実に多くの課題が長年山積したままとなっていることになる。

今後は、本研究を視座にさらに文献研究を2020年代まで延長して、施設ソーシャルワーク成立の阻害要因を具体的に抽出について、今回の研究で課題となった、ケアワークとの連携と区別化に留意して探求を試みたい。文献研究から社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論的枠組みを提示し、それを仮説として社会福祉施設におけるソーシャルワークの諸相・構造特徴を実証的に検証してみたい。そして、結果として「脱施設」が困難なわが国において社会福祉施設で展開されるソーシャルワークについて、その成立可能性を理論的・実践的に解き明かし、実践知に基づく厚みのある理論の生成に挑戦したい。

【注】

- 1) 根本は、社会福祉施設に共通する基盤をソーシャルワークの専門性、もしくは、ソーシャルワーク的視点とし、そこに展開されるべきソーシャルワーク実践は、より高度な専門性をもったソーシャルワークであることの必要性を提示している。そして、組織的対応として、スーパービジョンの必要性和理念に基づいたアドミニストレーションの必要性にも言及している(根本 1979:52-59)。根本は、この他にも、以下の文献で社会福祉施設におけるソーシャルワークについて言及しており、本論では、その論究の枠組みを参照している(根本 1986:4-9)。
- 2) この論に依拠する先行研究はいくつか確認できる。伊藤喜余子は「社会福祉施設で実践されるソーシャルワークとケアワークは“ほぼ同義”で“区分は困難”とし、「社会福祉施設実践：レジデンシャルワーク」と総称して概念化している(伊藤 2007)。
- 3) 米本は、まず「特別養護老人ホームのソーシャルワーク実践」(1977年)において、高齢者施設でのソーシャルワークを例示しながら、入所型で生活支援を提供している社会福祉施設のソーシャルワークの特性に言及している。そして、「社会福祉施設—特別養護老人ホーム—」(1981年)においては、より明確に社会福祉施設での支援を「システム」化して生活型施設で生活課題に対して機能的に提供されていることを提起している。(米本 1977, 1981)
- 4) 古川孝順は、歴史を概観すると、そこに歴史を通じて共通する社会福祉の普遍性と、時代時代の必要に応じて生じる特性があると論じている(古川 2002)。
- 5) 窪田によれば、ソーシャルワーカーは「専門職としての自己形成」によって自身の中に実践可能なソーシャルワークの専門性(知識と技術と価値観)を統合することが必要という(窪田 2000)

【参考文献】

- 深谷美枝 1999 「“施設実践のリアリティ”を描く一質的方法によるレジデンシャルワーク研究の可能性」『立正大学社会福祉研究年報』創刊号 117-123.
- 福田垂穂・花村春樹編 1987 『(明日の福祉3) これからの施設福祉体系』中央法規出版.
- 古川孝順編著 2002 『援助するということ』ミネルヴァ書房.
- 古川孝順 2004 「社会福祉学研究法とソーシャルワーク研究法」『ソーシャルワーク研究』29(4) 4-11.
- 古川孝順序編 2002 『援助するということ』ミネルヴァ書房.
- 狭間香代子 2001 『社会福祉の援助観』筒井書房.
- 茨木尚子 2000 「社会福祉運営管理とソーシャルワーク—〈社会福祉サービス組織を経営する〉ための実践理論の構築に向けて」『ソーシャルワーク研究』25(4) 94-102.
- 伊部恭子 2001 「ファミリー・ソーシャルワークの展望」『世界の児童と母性』51 資生堂社会福祉財団 6-9.
- 板山賢治他編 1986 『(社会福祉施設実践講座1) 実践的施設運営論』東京書籍.
- 伊藤喜余子 2007 『児童擁護施設におけるレジデンシャルワーク』明石書房.
- 岩間伸之 2004 「ソーシャルワークの機能を問い直す—改革期にみるソーシャルワークの本質」『ソーシャルワーク研究』30(3) 10-16.
- 兼頭吉市 1986 「入所施設ケアとソーシャルワーク—特別養護老人ホームでの実践から—」『ソーシャルワーク研究』12(1) 10・11.
- 北川清一 2004a 「日本におけるソーシャルワーク研究の動向と課題—理論と実践をつなぐ手がかりは得られたか—」『社会福祉研究』90 28-36.
- 北川清一 2004b 「ファミリーソーシャルワークの意義」『児童養護』35(2) 全国児童養護施設協議会 6-9.
- 北川清一 2005 「日本におけるソーシャルワーク実践科学化のための視座—福田垂穂のグループワーク論を手がかりに—」『ソーシャルワーク研究』31(1) 39-44.
- 北川清一 2008 「エビデンス・ベスト・プラクティスと児童養護施設における利用者支援—クリティカル・ソーシャルワークの立場からの覚書—」『ソーシャルワーク研究』34(1) 63-70.
- 北川清一 2009 「社会的養護を担う児童養護施設とは—原点回帰が求められる「個人」「職業」「組織」の実態を問う—」『2008年度全国児童養護施設連絡協議会関東ブロック研修会報告書』.
- 久保紘章 2002 「実践と理論をつなぐもの—当事者・現場の人たちとの関わりから—」『社会福祉研究』84 78-83.
- 窪田暁子 2020 「ソーシャルワークと実践をつなぐ」『ソーシャルワーク研究』26(1) 4-10.
- フィリップ・クロード 1988 「施設におけるケアのモラトリアム」『月刊総合ケア』1月号 医師薬出版.

- 宮本和武 1986 「入所施設ケアとソーシャルワーク—養護施設の立場から—」『ソーシャルワーク研究』12(1) 16-22.
- 宮崎昭夫 1992 「福祉施設入所者の権利保障」『社会福祉研究』55 48-54.
- 中野敏子 1995 「福祉施設利用者の権利擁護の視点」『社会福祉研究』62 47-52.
- 仲村優一 2005 「福祉教育・ソーシャルワークの半世紀を顧みて」『社会福祉研究』92 70-76.
- 仲村優一監修 2005 『ソーシャルワークの可能性』相川書房.
- 根本博司 1979 「施設実践—施設処遇の基本的課題を見直す—」『社会福祉研究』25 52-59.
- 根本博司 1986 「施設ケアとソーシャルワーク—その実態と二者の関係—」『ソーシャルワーク研究』12(1) 4-9.
- 西尾祐吾・橘高通泰・熊谷忠和編著 2005 『ソーシャルワークの固有性を問う—その日本的展開をめざして—』晃洋書房.
- 小田兼三・豊山大和編著 1995 『児童ソーシャルワーク—保育・教育・福祉の連携と展開—』相川書房.
- 小笠原祐次 1991 「社会福祉方法論の1つの検討—レジデンシャル・ワークの試み—」『社会福祉研究』(50) 68-73.
- 小笠原祐次 1985 「社会福祉施設変革への課題と展望」『社会福祉研究』36 19-24.
- 小笠原祐次編 1999 『(これからの社会福祉・7) 社会福祉施設』有斐閣.
- 小国英夫 1995 「新しい福祉施設の創造—施設体系・絹再編の課題—」『社会福祉研究』62 28-33.
- Margolin,L.,1997, *Undethe Cover of Kindness:Invention of Social Work*, Charlesbille : University Press of Virginia =レスリー・マーゴリン著 (中川伸俊訳) 2003 『ソーシャルワークの社会的構築—優しさの名のもとに—』明石書房.
- Payne.C 1977: “Residential Social Work”. Spect. H. & Vickery.A. eds, *Integrating Social Work Methods*. Allen and Ltd. =Cペイネ (牧里敏治訳) 1980 「レジデンシャルワーク—ソーシャルワーク」『社会福祉実践の統合化』Hスペース (岡村重夫ほか監修訳) ミネルヴァ書房 271-302.
- Raymond,J ed. 1999; Residential versus Community Care: *The Role of Institution in Welfare Provision*, Basingsoke:Macmillan. =レイモンド・ジャック編著 (小田兼三訳) 1999 『施設ケア対コミュニティケア』勁草書房.
- 佐藤豊道 1989 「ソーシャルワークとケアワーク」『ソーシャルワーク研究』15(2) 17-35.
- Smith,G;1970. *Social Work and the Sociology of Organizations*, London, Routledge & Paul, (スミス著 = 佐藤豊道ほか訳)=1981 『社会福祉のための組織論』相川書房.
- 鈴木力 2001 「施設養護におけるソーシャルワーク実践の現状と課題—子どもの〈生活支援〉の視点からの施設ソーシャルワークへの序論—」『児童学研究 (聖徳大学児童学研究紀要)』3 37-41.

- 谷口泰史 2003『エコロジカルソーシャルワークの理論と実践』ミネルヴァ書房.
- 田中明 1986『(社会福祉選書・第11巻) 社会福祉施設論』光生館.
- 田澤あけみ・福地栄子・林浩康 2006『新児童福祉論』法律文化社.
- T.J.Stein. T.L.Decision 1983, *Making at Child Welfare Intake*, Child Welfare League of America,Inc. =T.J.シュタイン他 1988 (柴野松次郎監訳)『児童福祉インテーク』ミネルヴァ書房.
- 豊福義彦・大谷嘉郎・飯田進 1976『養護内容論』ミネルヴァ書房.
- 豊福義彦 1984「施設処遇」仲村優一ほか編『社会福祉実践の方法と技術』有斐閣 213-240.
- 豊福義彦著 1985『児童の養護と福祉』学文社.
- Gillian Wagner, 1988. *Residential Care: A Positive Choice*,Crown. =ジュリアン・ワーグナー著 (山縣文治監訳)=1992 『社会福祉のとりべき道』有山閣.
- 山縣文治 2005「レジデンシャルワーク」山縣文治ほか編『よくわかる養護原理』ミネルヴァ書房.
- 米本秀仁 1977「特別養護老人ホームのソーシャルワーク実践」『社会福祉研究』33 21-24.
- 米本秀仁 1981a「老人ホーム評価論：序説」『北星論集』19 北星学園大学文学部 107-126.
- 米本秀仁 1981b「社会福祉施設—特別養護老人ホーム—」『社会福祉実践の基礎』有斐閣 183-221.
- 米本秀仁 2000「ソーシャルワークアイデンティティの形成と社会福祉」『ソーシャルワーク研究』25(4) 103-108.

A Study of the Concept of Social Work in Social Welfare Facilities in Japan: A Literature Review, 1945–2005

Mikako INAGAKI

This paper presents a literature review of the period from 1945, when social welfare in Japan was positioned as a right stipulated in Article 25 of the Constitution, to the early 2000s, when it transitioned to Community-Based Social Work. This study seeks to clarify the actual conditions of the social welfare field, the concepts that have been proposed regarding the framework of social welfare facility practice, and the roles, functions, and expertise of social workers. We first review the historical changes in social work practices in social welfare facilities, and then verify their effects on the practice of professionals engaged in social work practice in social welfare facilities in Japan. As such research may promote a scientific approach to social work in Japan, especially in social welfare facilities, it can aid in the establishment of more effective, scientific social work practices in Japan.

Keywords: Social Work in Social Welfare Facilities, Literature Review